

●第1号議案 2013（平成25）年度事業計画

（はじめに）

当財団をとりまく経済環境は依然として厳しく、基本財産の運用収益（預金利息）は減少を続けている。そのほかの各種協賛金、賛助金も多くは期待できない。一方で、新公益法人制度が整備されるとともに、各公益法人の活動に対する社会の関心も高まってきている。

以上の状況を踏まえて、本年度は以下の点を柱として事業計画を策定した。

- ①再開する大阪国際フェスティバルを着実に実施し、持続可能な事業としての基盤を作る。
- ②芸術活動助成および文化財保護助成を通じて、引き続き東日本大震災関連の支援を行う。
- ③公益性の観点を保持しつつ、いっそう効率のよい財団の運営に努める。

事業ごとに主な点を掲げると、次のとおりである。

1. 音楽会、美術展覧会等の事業に対する助成（定款第4条1）

音楽祭、美術展覧会の開催等の芸術活動に対し助成する。2013年度実施事業の申し込みは、2012年12月14日に締め切り、2013年2月19（美術分野）と2月24日（音楽分野）に開かれた芸術活動助成選考委員会で申請345件の中から131件に合計2400万円の助成を決めた。このうち被災地支援分は計470万円である。

2. 文化財の保護等のための事業・活動に対する助成（定款第4条2）

人類共有の文化遺産を将来の世代に継承していくことを目的に、保護、保全等のための事業・活動に対して助成を行う。2012年6月に申し込みを受け付け、9月の文化財保護助成選考委員会で53件の申請の中から複数年度事業を含めて29件、合計3500万円の助成を決定した。このうち2013年度被災地支援として12件計1000万円を助成する。

3. 文化・学術等の向上に寄与した者に対する顕彰（定款第4条3）

芸術家、学者等に対する顕彰を目的として朝日賞を贈呈する。近年の業績を主な対象に幅広く候補者を調査し、例年12月初めに開催する朝日賞選考委員会で若干名を選定する。

4. 音楽会等の公演の主催（定款第4条4）

第51回大阪国際フェスティバルを建て替えられたフェスティバルホールで4月に開催する。公演は4月10日フェニーチェ歌劇場『ガラ・コンサート』、11日同歌劇場オペラ『オテロ』、13日同歌劇場『特別コンサート』、16日ミュンヘン・フィルハーモニー管弦楽団、26日大阪フィルハーモニー交響楽団。さらに11月6日ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団公演を実施する。このうち、フェニーチェ歌劇場とミュンヘン・フィルハーモニー管弦楽団の日本公演は朝日新聞社ほか実行委員会を作って運営する。大阪国際フェスティバルは実行委員会から公演を購入する形をとり、支出増加のリスクを軽減している。

以上